

返戻金制度に関する事項

採用決定者が甲に入社前、自己都合により内定辞退をした場合又は自己の責めに帰する事由によって内定が取り消された場合、若しくは自己都合により退職した場合、乙は、甲に対して、手数料を採用決定者の内定辞退日又は退職日以降、第 3 項による事実確認が行われてから 25 日以内に以下の通り返還（手数料が支払われていない場合は、支払義務の全部又は一部の消滅となる。）するものとする。なお、甲は、採用決定者を退職させる場合（退職勧奨をする場合を含む。以下単に「退職」という。）、退職を告知する 10 日前までに、これを乙に対して、本条項適用のため、通知しなければならない。

入社前の内定辞退……………手数料の 100%

入社後 1 ヶ月以内……………手数料の 50%

入社後 2 ヶ月以内……………手数料の 30%

入社後 3 ヶ月以内……………手数料の 10%